



産業看護職活動紹介

青森産業保健推進センター 保健指導担当相談員
青森県立保健大学 講師

千葉敦子



こんにちは。産業看護職の活動紹介をシリーズでお伝えしてきましたが、今回が最終回となります。これまでお付き合いくださいましてありがとうございました。

1回目は、産業看護職とは誰のことか、どのような仕事をしているのかについてお伝えしました。2回目と3回目は、青森県内における産業看護職の活動の実際として、郵政健康管理センターが産業保健推進センターおよび青森県立保健大学と3者協働でとりくんだ健康づくり活動をご紹介しました。今回は、今年度4月から新たに始まった、特定健康診査（以下特定健診）・特定保健指導について、産業看護職との関連、関わりの現状についてお伝えします。



特定健診・特定保健指導とは

平成20年4月から特定健診・特定保健指導がスタートしました。これは「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づいて実施され、健康保険組合などの医療保険者にその実施が義務づけられています。メタボリックシンドロームに着目した生活習慣病対策で、糖尿病等の予防を主眼としています。特定健診で内臓脂肪の蓄積と、血糖、脂質、血圧、喫煙について評価し、そのリスクの数で階層化して対象者を選び出します。そしてそのリスクの軽減ができるように保健指導が行われることになります。



特定健診・特定保健指導と産業看護職の関係

産業保健の目的は、①職業に起因する健康障害

を予防すること、②健康と労働の調和を図ること、③健康および労働能力の保持増進を図ること、④安全と健康に関して好ましい風土を醸成し、生産性を高めることとなるような作業組織、労働文化を発展させることです。この目的を達成するために、産業看護職は産業保健スタッフの一員として活動しています。具体的には、労働安全衛生法で定められている健康診断の実施や保健指導、過重労働対策やメンタルヘルス対策をはじめ、健康教育や健康相談、分煙対策、生活習慣病対策、関係者・関係機関との連絡・調整等、それぞれの事業場に応じた活動を幅広く実施しています。健康的な生活習慣の樹立への支援が求められる現在において、数少ない専門職として社員の健康を守るために努力しています。

このように縁の下での力持ちともいえる産業看護職ですが、今年度開始の特定健診・特定保健指導において、その担当者としての実施が法的に義務づけられているのでしょうか？答えはNO!です。すでに書きましたように、特定健診・特定保健指導は医療保険者にその実施が義務づけられたものであり、原則として事業場には実施についての責任はありません。つまり、事業場に雇用されている看護職の場合は、特定健診・特定保健指導を中心となって進めていかなければならない、という義務はないということです。しかし、ご存知のとおり事業主には定期健康診断が義務づけられています。また、従来の産業保健活動としての生活習慣病対策と重複する部分もあります。したがって、事業場と医療保険者が互いに協力し合うことが求められるのです。労働者からみれば、実施主体はどこであれ、効率的で効果的な予防活動をしてもらい、セルフケアのお手伝いをしてもらえることはいいことですよね。



産業看護職の関わりの現状

特定健診・特定保健指導に関して、青森県内の事業場における産業看護職の関わりの現状はどうなっているのでしょうか。社員を対象とした関与状況について、いくつかの事業場に聞き取りした情報をお伝えします。

特定健診に関しては、ほとんどの看護職が労働安全衛生法による健康診断の一環として、日程調整や実施体制の整備等、企画・実施に関与していました。特定保健指導に関しては、下記のとおり各事業場で違いがありました。

A 社

メタボリックシンドロームを中心とした生活習慣病予防対策として、全社員を対象に外部機関と連携して健康教室を実施する。特定保健指導は次年度から外部委託で実施する予定。

B 社

特定保健指導はすべて外部機関に委託する。しかし、特定保健指導に応じない社員へのアプローチ等は行う予定。

C 社

自社が健保組合を有している。特定保健指導は事業場の保健師が一部実施し、その他は外部委託をする予定。保険者からの情報提供に時間がかかっており、まだ実施できていない状況。

D 社

特定保健指導を事業場の保健師が担当することに決定したが、今年度は対象者がいなかった。

E 社

特定保健指導は自社の看護職が実施する予定。しかし、階層化に時間がかかっていてまだ実施していない。

F 社

従来から生活習慣病対策を主とした保健指導を保健師が実施してきた。特定保健指導と標榜せずとも、従来の保健指導に対象者に応じたメタボリックシンドロームの概念を取り入れた事後指導を実施している。

G 社

医療保険者との打合せに時間を要しており、まだ特定保健指導に関する体制が決定していない状況。今後研修や話し合いの場がある。

(12月8日現在)

このように、特定保健指導の体制は多様であることがわかりました。事業場の状況や保険者との関係等に違いがあるからだと考えられます。いずれにしても、スタートしたばかりで体制が整うのはこれからだといえるでしょう。



青森産業保健推進センターの支援

青森産業保健推進センターでは産業看護者に対して、制度の習得や保健指導のスキルアップ、情報交換を目的とした研修会を数回開催してきました。単数配置が多い産業看護者にとって、他社の取り組み状況を把握できる機会は貴重なようです。この研修で産業看護者間の連携が育まれ、自社の産業保健活動の展開へとつながることもあるようです。来年度も産業看護者のニーズに応じた研修会を開催していきたいと考えています。

特定健診・特定保健指導に関しては、当センターのホームページでも情報を提供していますのでご覧ください。

産業看護職の活動紹介は今回で終了です。また機会がありましたらお付合ください。

参考文献

竹田 透（特定健診・特定保健指導と産業保健活動／労働調査会）
浜口伝博（産業医・産業保健スタッフのための特定健診・特定保健指導のQ&A／社団法人日本労務研究会）